

第7章 移動タンク貯蔵所の基準

第1 定義（危政令第2条第6号）

1 移動タンク貯蔵所とは、車両（被けん引自動車にあっては、前車軸を有しないものであって、当該被けん引自動車の一部がけん引自動車に載せられ、かつ、当該被けん引自動車及びその積載物の重量の相当部分がけん引自動車によって支えられる構造のものに限る。）に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。

2 「積載式移動タンク貯蔵所」とは、移動タンク貯蔵所のうち移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有するものをいう。したがって、移動貯蔵タンクを車両のシャーシフレームにUボルト等により緊結したもので、積み替えのためのつり金具、フォークリフトポケット等を備えていないものは、積載式移動タンク貯蔵所に該当しない。
（平成元年3月1日 消防危第14号 消防特第34号）

第2 品名、数量及び指定数量の倍数の算定

1 移動タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は一の移動タンクにあっては、当該タンクの容量を、積載式移動タンク貯蔵所にあっては、それぞれのタンクコンテナの容量をいうものであること。

2 複数の危険物を貯蔵する移動タンク貯蔵所において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るよう確保する。）タンクを製作した場合は、次によることとして差し支えない。（平成10年10月13日 消防危第90号）

(1) 当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室が生じる。

(2) 許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定する。

(3) 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いてよい。

3 同一品名（例：第4類第2石油類（非水溶性）灯油から第4類第2石油類（非水溶性）軽油）への貯蔵危険物の変更時には、法第11条の4の危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書を求める必要がなく、法第16条の5の資料の提出により報告を求めることとされている（昭和43年4月23日 消防危第126号）が、積載危険物の比重が従前より大きくなる場合には、危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書の提出を指導し、移動タンク貯蔵所構造設備明細書及び側面枠の転倒角度に関する計算書を添付させること。（平成9年3月26日 消防危第33号）

- 4 移動タンク貯蔵所に、2品目の許可を同時に出すことは可能である。入れ替えるときには、十分な洗浄を行った後に入れ替えること。(昭和40年4月6日 自消丙予発第56号)

第3 貯蔵、取扱い及び移送の基準

- 1 移動タンク貯蔵所による危険物の移送を行う場合においても、消防法第10条第3項に規定する貯蔵、取扱いの基準の適用はある。(昭和59年3月1日 消防危第19号)
- 2 常置場所において危険物を積載した状態で移動タンク貯蔵所を常置させている行為は、危険物の移送中の範囲とみなされ、移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物を取り扱うことができる危険物取扱者が、常時監視でき、かつ、危険物の保安の確保を図ることができる状態でなければならない。(昭和51年5月31日 消防危第4号)
- 3 移動タンク貯蔵所から引火点が40℃以上の第4類の危険物を、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。)により自動車等の燃料タンクに直接危険物を給油する行為は、同一場所における給油量が指定数量未満の場合は認められる。(平成2年10月31日 消防危第105号)
- 4 屋外の同一の場所において移動貯蔵タンクから危険物を容器に小分けし販売する場合は、移動タンク貯蔵所における危険物の取扱いとして認められるが、当該場所における危険物の取扱い量により、少量危険物取扱所又は一般取扱所として規制される。(昭和51年11月11日 消防危第87号、平成元年7月4日 消防危第64号)
- 5 危険物を移動タンク貯蔵所から荷受けする際、配管中において水で希釈することは、危険物の取扱工程(混合・希釈)の一部に移動タンク貯蔵所を組み入れて使用することになり、移動タンク貯蔵所の貯蔵に伴う取扱いとは解されないため、認められない。(平成元年7月4日 消防危第64号、補足昭和56年7月3日 消防危第83号)
- 6 危険物を移送中、危険物取扱者が乗車していないときは、危険物取扱者を乗車させてから移送を継続させる措置をとること。(昭和61年12月26日 消防危第120号)
- 7 危険物を移送中の場合において危険物取扱者が危険物取扱者免状を携帯していないときは、危険物取扱者であることを確認した上で危険物の移送を継続させること。(昭和61年12月26日 消防危第120号)
- 8 バキュームにより吸排出する方式は、引火点70℃以上の危険物に限り認められる。(昭和52年3月31日 消防危第59号)

第4 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準（危政令第15条第1項）

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（昭和48年3月12日 消防予第45号、最終校正平成28年3月1日消防危第28号）によるほか、次によること。なお、添付書類については、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成9年3月26日 消防危第33号）によること。

1 常置場所（危政令第15条第1項第1号、第2項から第5項まで）

- (1) 既許可の移動タンク貯蔵所の常置場所と同一の場所を常置場所とすることはできないこと。ただし、新しい移動タンク貯蔵所の完成検査までに既許可の移動タンク貯蔵所を廃止又は転出させる場合は、この限りではない。
- (2) 屋外及び屋内の常置場所には、移動タンク貯蔵所の周囲におおむね0.5m以上の幅の空地を有するとともに、白線等で駐車位置を明確にするよう指導すること。
なお、複数の移動タンク貯蔵所を設置する場合、それぞれの移動タンク貯蔵所の周りに設ける空地は相互に重ならないようにすること。
- (3) 常置場所には、移動タンク貯蔵所の常置場所である旨を表示した掲示板を設けるよう指導すること。
- (4) 常置場所は、常時火気を使用する箇所より10m以上の距離をとること。ただし、防火上有効な隔壁等がある場合はその限りではない。
- (5) 給油取扱所の駐車スペースにおいて、指定数量未満の危険物移動タンク車の車庫証明を取り、常置場所にするには差し支えないが、駐車スペースを移動タンク貯蔵所の常置場所にするには、できないものであること。（昭和62年6月17日 消防危第60号）

2 移動貯蔵タンクの構造（危政令第15条第1項第2号）

- (1) 容量4,000L以下のタンクに、受台、脚、ステー等を溶接し又はボルト締めによって強固に取り付け、これらの受台、脚、ステー等をUボルト等でシャーシフレームに強固に固定した場合、移動タンク貯蔵所として認められる。（昭和37年4月6日 自消丙予発第44号）
- (2) 道路運送車両法の最大積載量を超過しないようにするためにタンク室の1室について、空室とすることは認められない。（昭和41年4月2日 自消丙予発第42号）
- (3) 固体の危険物（カーバイド）をダンプカーにて、開放式にて移送する場合、その構造及び設備について危政令第23条の特例を適用して、移動タンク貯蔵所であると認めて差し支えない。（昭和44年5月16日 消防予第164号）
- (4) 灯油専用のタンクを、直径14mm以上のUボルトで4か所以上をシャーシフレーム等へ固定するものは移動タンク貯蔵所として認められる。また、その設備の一部である電動機及び緊結金具付給油管（20m）を使用して直接家庭用等の燃料タンク等に緊結のうえ注油しても差し支えない。（昭和45年10月2日 消防予第198号）

- (5) 動植物油類（脂肪酸エステル）を貯蔵するタンク内に蒸気による加熱配管は危政令第23条の規定を適用して、取り付けて差し支えない。なお、加熱配管を設置する場合は、危政令第9条第21号イの水圧試験の例により水圧試験を行うよう指導すること。（昭和52年3月15日 消防危第37号）
- (6) バキューム式の移動タンク貯蔵所のタンク後部鏡板に清掃用としてマンホールを設けることはできない。（昭和55年12月26日 消防危第155号）
- (7) 危政令第15条第1項第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は危規則第24条の3第2号イに規定する「これと同等以上の機械的性質を有する材料」は「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」（昭和48年3月12日 消防予第45号、最終校正平成28年3月1日消防危第28号）を参照すること。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- (8) 従来、灯油専用の移動タンク貯蔵所（トラックの架台の上に移動貯蔵タンクを積載してUボルトで固定し、積み替えをしないもの）は運用上、積載式の移動タンク貯蔵所としてきたが、危政令の改正（「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令」（昭和63年12月27日 政令第358号））後は、積載式以外の移動タンク貯蔵所に該当する。なお、完成検査済証を書き換える必要はない。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- (9) 移動タンク貯蔵所の定期点検（水圧試験）を実施するにあたり、移動貯蔵タンクを一時的に車両から取り外す場合、変更許可申請等の手続きは必要ない。（平成2年5月22日 消防危第57号）
- (10) 「胴板を延長した被けん引式の移動タンク貯蔵所の構造について」（平成7年1月12日 消防危第3号）の図－1のように、けん引車に固定された移動貯蔵タンクの胴板を前方に延長し、延長部分に次のア～エを設けた場合、当該部分を移動貯蔵タンクの保護措置として取り扱い、移動タンク貯蔵所として設置して差し支えない。（平成7年1月12日 消防危第3号）
- ア タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人を出入りさせることを目的とした点検用出入口
 - イ タンク前部鏡板部分から危険物が漏えいした場合、延長部分内での可燃性蒸気の滞留防止に有効な延長部分の上下各1か所以上に設けられた通気口
 - ウ タンク前部鏡板を外部から目視点検できる点検口
 - エ 延長部分に雨水の浸入等によって、水が滞留することを防止するための水抜口
- (11) 移動タンク貯蔵所に積載するガソリンに一定の比率で添加し、成分を調整するため、0.6Lの容器（危険物運搬容器の基準を満足するもの。）により、積載するガソリンの量に対して必要本数のみの第4類第1石油類の危険物を、車体に固定された専用ケースで運ぶことは差し支えない。（平成14年2月26日 消防危第29号）
- (12) 移動貯蔵タンクの後方に空間部分を設け、当該部分に次のア～エの設備を設けた構造の被けん引式の移動タンク貯蔵所の設置を認めても差し支えない。（平成18年9月19日 消防危第191号）

- ア タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人の出入りさせることを目的とした点検用出入口
- イ タンク後部鏡板部分から危険物が漏えいした場合、空間部分内での可燃性蒸気の滞留防止に有効な空間部分の上下に各1か所以上に設けられた通気口
- ウ タンク後部鏡板を外部から目視できる点検口
- エ 空間部分に雨水の浸入等によって、水が滞留することを防止するための水抜口

3 間仕切板（危政令第15条第1項第3号）

- (1) 液状の硫黄を貯蔵する移動タンク貯蔵所は、容量4,000L以上のタンクであっても、危政令第23条の規定を適用して、間仕切を設けなくても差し支えない。（昭和43年4月10日 消防予第105号、昭和56年12月9日 消防危第168号）
- (2) 固体危険物（カーバイト）の移動タンク貯蔵所としてダンプ型トラック、開放式による輸送は、移動タンク貯蔵所として認めて差し支えない。なお、降雨時は防水シートを被覆する。（昭和44年5月16日 消防予第164号）
- (3) 2槽混載型積荷式移動タンク貯蔵所を認めることは適当ではない。（昭和58年12月20日 消防危第137号）
- (4) タンクの保護措置として、被けん引式の移動タンク貯蔵所の胴板を前部に延長することは、一定の安全設備を設けることで認められる。（平成7年1月12日 消防危第3号）

4 マンホール、安全装置、防波板

（危政令第15条第1項第4号、5号、危規則第19条、第24条の2の9）

安全装置のパッキングの材質として、従来の安全装置の弁と弁座の当り面の金属すり合わせによるもののほか、コルク又は合成ゴム（アクリルニトリルゴム等、耐油性を有するものに限る。）製パッキングを用いて気密性を保持したものの使用は認められる。（昭和46年1月5日 消防予第1号）

5 側面枠、防護枠（危政令第15条第1項第7号、危規則第24条の3）

- (1) 移動タンク貯蔵所の防護枠については、移動タンク貯蔵所の防護枠の取扱い（昭和62年4月30日消防危第41号）によるものとする。
- (2) 次の条件を満たすとき、移動タンク貯蔵所の防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置することができる。（平成元年7月4日 消防危第64号）
 - ア 危政令第15条第1項第13号の規定に適合するものであること。
 - イ 防護枠の強度に影響を与えないものであること。
- (3) 比重の異なる危険物を取り扱う移動タンク貯蔵所の重心高の計算は、積載する危険物の最大積載重量となる値によること。（平成9年3月26日 消防危第33号）

- (4) 積載する危険物が変更となる場合（比重が大きくなる場合に限る。）は、車両総重量にも変更が生じ、側面枠の取付角度又は接地角度が変更となる場合があるため、変更届出書等に計算書の添付が必要となる。また、車両を更新する場合、についても同様であり、留意すること。
- (5) 移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は、道路運送車両法の最大積載量を用いて算定して差し支えない。（平成10年10月13日 消防危第90号）
- (6) 移動貯蔵タンクについて、ステンレス鋼板等耐食性に優れているものは、外面の錆止め塗装をしなくても差し支えない。

6 手動閉鎖装置、自動閉鎖装置（危政令第15条第1項第9号、危規則第24条の4）

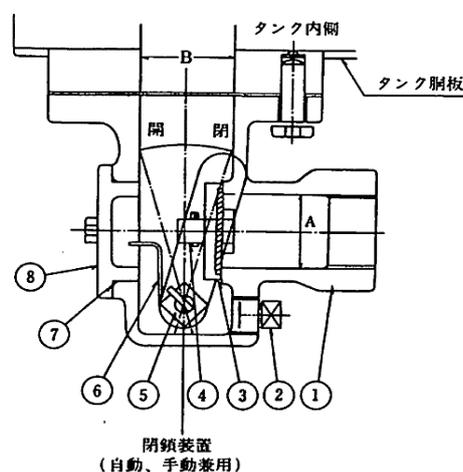
緊急用レバー（危政令第15条第1項第10号）

底弁損傷防止措置（危政令第15条第1項第11号）

配管先端部の弁（危政令第15条第1項第12号）

- (1) 移動タンク貯蔵所（灯油専用）の設備の一部である電動機及び緊結金具付給油管（20m）を使用して直接家庭用等の燃料タンク等に緊結のうえ、注油することは差し支えない。（昭和45年10月2日 消防予第198号）
- (2) 移動貯蔵タンクの下部に設ける排出口の直径については、次図のAの部分の直径である。（昭和58年11月7日 消防危第104号）

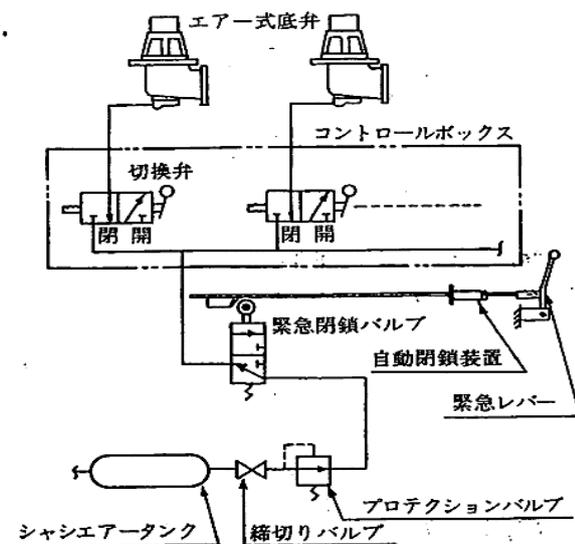
図



品番	名 称
1	本 体
2	プ ラ グ
3	弁 板
4	ア ー ム
5	軸
6	ねじりコイルばね
7	オ リ ン グ
8	カ バ ー

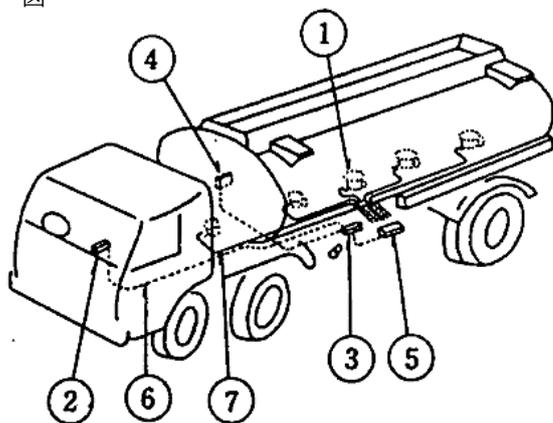
- (3) 小分けを目的とするホースリール付移動タンク貯蔵所（灯油専用）の吐出口について、危政令第15条第1項第9号の規定に適合するものであれば、吐出口をホースリール付ノズル以外に設けても差し支えない。（昭和52年3月31日 消防危第59号）
- (4) 底弁を空気圧で作動する機器により開閉する次図の構造は認められる。（平成4年2月6日 消防危第13号）

図



- (5) 「底弁配管部分の改良について」(昭和55年12月26日 消防危第156号)
 各底弁間を配管で連結する構造のものをタンク下部に樋状部材を取り付ける構造に改良した移動タンク貯蔵所については、その設置を認めることは適当でない。
- (6) 移動タンク貯蔵所から地下貯蔵タンク等に注油する際に起きる混油を防止するために、次図の方式の混油防止装置を移動タンク貯蔵所に設けることは認められる。(昭和58年11月7日 消防危第109号)

図



No.	名称
1	緊急弁付底弁 (エアシリンダ付)
2	各室積載油種記憶装置
3	排出油種指定装置
4	排出油種表示装置
5	緊急弁開閉用ソレノイドバルブ
6	コントロール系統 (電気式)
7	作動系統 (エア式)

- (7) 移動タンク貯蔵所のタンクの底弁を閉鎖することと同様の効果を有する非常閉鎖装置を配管の途中 (ポンプを有するものにあっては、ポンプとタンクとを連絡する配管の途中) に設けたものは、危政令第23条の規定により、底弁の非常閉鎖装置として認めて差し支えない。
- (8) トラックの荷台の上に積載し、車両に固定した移動貯蔵タンクの底弁の非常閉鎖装置を操作する把手等を設ける位置は、トラックの側板をおろさなければ、操作できな

い構造の場合は、その側板をおろしたときに、地上から容易に操作できる位置とすること。

- (9) 移動タンク貯蔵所において石油等の積込み、積下しの際に起こる混油事故を防止するために、下記の方法により積込み検知器及び底弁開口検知器からなる混油防止装置を移動タンク貯蔵所に取り付けることを認めても差し支えない。(昭和59年9月4日消防危第98号)

ア 運行記録収集装置

移動タンク貯蔵所の底弁ハンドル部に底弁開口検知器、アースプレート部に積込検知器、エンジン部に走行距離検知器を取付け、各検知器の信号を車載コンピュータに入力することにより、底弁ハンドル操作時間、積込時間、走行時間及び距離を時系列に自動収集する装置

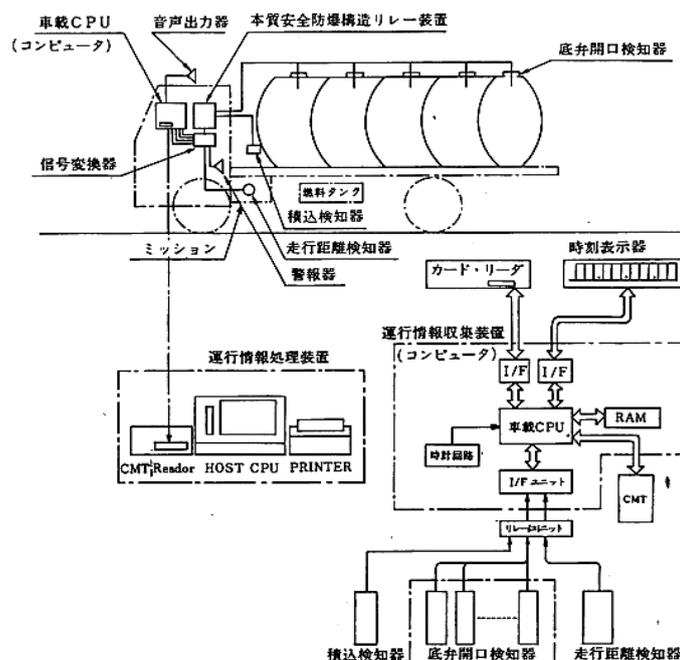
イ 混油防止装置

油槽所において移動タンク貯蔵所に石油を積込む場合、アース処理を行うが、これを積込検知器で検出し、そのとき底弁が開いていれば、底弁開口検知器で検知して警報を発生し、積込時の混油事故を防止する装置。また、移動タンク貯蔵所の各室積込油種は積込時、コンピュータに記憶されており、給油取扱所等の地下貯蔵タンクへ荷降しする場合、底弁を開くと底弁開口検知器で検出して、その部屋の油種を音声出力し、作業者に音声で確認させ混油事故を防止する装置

ウ 安全装置

移動タンク貯蔵所に使用する検知器（底弁開口検知器、積込検知器）は、すべて本質安全防爆構造

タンクローリー車の運行情報収集装置略図



7 接地導線（危政令第15条第1項第14号）

「ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」は、第4類特殊引火物、第1石油類及び第2石油類とする。（昭和48年3月12日 消防予第45号、最終校正平成28年3月1日消防危第28号）

8 注入ホース、配管等（危政令第15条第1項第15号）

- (1) 配管に設けるサイトグラスは、火災予防上安全なものは認めることができる。（昭和57年3月29日 消防危第39号、昭和57年4月19日 消防危第49号、平成13年2月28日消防危第24号）
- (2) 吐出口に給油ホースの結合金具として、ワンタッチ式カップリングの使用は認められる。（昭和55年4月11日 消防危第53号、昭和56年4月2日 消防危第42号）
- (3) 小分けを目的とする給油ホースの長さに定めはないが、必要最小限の長さにとどめるよう指導すること。（昭和52年3月31日 消防危第59号）
- (4) ボトムローディング方式（充填所での危険物受け入れ時にタンク上部でなく、吐出口及び底弁から受け入れる方式）の移動タンク貯蔵所の構造は、「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（昭和48年3月12日 消防予第45号、最終校正平成28年3月1日消防危第28号 第2 2.18.2）、「移動タンク貯蔵所への危険物注入設備の構造及びそれに伴う移動タンク貯蔵所の構造」（昭和57年2月5日 消防危第15号）によること。
- (5) 危政令第23条を適用して、動植物油類の移動貯蔵タンク内に蒸気による加熱配管を取り付けても差し支えない。なお、加熱配管については、危政令第9条第21号イの水圧試験の例による水圧試験を実施すること。（昭和52年3月15日 消防危第37号）

9 静電気除去設備（危政令第15条第1項第16号）

「ガソリン、ベンゼンその他静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」は、第4類特殊引火物、第1石油類及び第2石油類とする。（昭和48年3月12日 消防予第45号、最終校正平成28年3月1日消防危第28号）

10 表示設備（危政令第15条第1項第17号、危規則第17条第2項）

「危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備」に代えて、その内容を鏡板に直接記入した場合も、危政令第15条第1項第17号に規定する技術上の基準を満たしたものと認められる。（平成元年7月4日 消防危第64号）

11 ポンプ（危政令第15条第1項第13号、第27条第6項第4号ニ）

- (1) ポンプの動力源として、移動タンク貯蔵所の車両の動力源を使用しない積載式エンジンを設けることは認められない。（昭和51年10月23日 消防危第71号）

- (2) 移動タンク貯蔵所に、外電（電力会社から配電されるもの等）から受電して使用する火災予防上安全なモーター及びポンプを設けることは、認められる。（引火点40℃以上の危険物に限る。）（昭和53年4月22日 消防危第62号）
- (3) 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所のトラクター側に、当該車両のエンジンを利用したポンプを設置することは認められないが、トラクター側に作動油タンク及び油圧ポンプを、トレーラー側にオイルモーター及び吐出用ポンプを積載し、エンジンミッションから動力伝動軸を介してトラクター側の油圧ポンプを作動させ、この油圧によりトレーラー側のオイルモーターを介して吐出用ポンプを作動させる構造のものは認めて差し支えない。（引火点40℃以上の危険物に限る。）（昭和57年4月28日 消防危第54号、昭和58年11月29日 消防危第124号）
- (4) タンクを冷却するための冷房装置専用のエンジンを備えた移動タンク貯蔵所は認められない。（昭和56年5月27日 消防危第64号）
- (5) 危政令第15条第1項第13号に規定する「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- (6) 圧送ポンプ、容器詰め替え用のホース、ノズル等は、引火点 40℃未満の危険物のみを貯蔵する移動タンク貯蔵所には設けることはできない。ただし、引火点 40℃未満の危険物と引火点 40℃以上の危険物を、同時に又は交互に貯蔵する移動タンク貯蔵所においては、設けることができる。（引火点 40℃未満の危険物に当該ポンプ等を使用することはできない。）

第5 積載式移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

（危政令第15条第2項、危規則第24条の5）

1 許可の件数、対象、コンテナの積み替え等

「積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用について」（平成4年6月18日 消防危第54号、最終改正平成7年3月14日消防危第23号）によること。

2 位置、構造及び設備の技術上の基準

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（昭和48年3月12日 消防予第45号、最終校正平成28年3月1日消防危第28号）第3によること。なお、添付書類については、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成9年3月26日 消防危第33号）によること。

- 第6 航空機又は船舶の燃料タンクに給油する移動タンク貯蔵所（給油タンク車）の位置、構造及び設備の技術上の基準（危政令第15条第3項、危規則第24条の6）
- 1 「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」（昭和48年3月12日 消防予第45号、最終校正平成28年3月1日消防危第28号）第4によること。なお、添付書類については、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成9年3月26日消防危第33号）によること。
 - 2 危規則第24条の6第3項第1号に規定する「火炎の噴出を防止する装置」とは、例えば、遠心力を利用して排気中の固形分を分離する遠心式火花防止装置をいう。（平成元年7月4日 消防危第64号）
 - 3 危規則第24条の6第3項第2号に規定する「給油ホース等が適正に格納されないと発進できない装置」とは、例えば、給油ホース等が適正に格納されていない場合、ギアがニュートラル以外になればエンジンが止まる装置をいう。（平成元年7月4日 消防危第64号）
 - 4 給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル（開放状態で固定する装置を備えていないものに限る。）により、給油を行うオーバーウイング給油タイプの給油タンク車には、危政令第23条の規定を適用し、危規則第24条の6第3項第2号に規定する装置を設けないこととして差し支えない。（平成元年12月21日 消防危第114号）
 - 5 危規則第24条の6第3項第3号イに規定する配管の水圧試験に係る「最大常用圧力」は、リリース弁付きのものにあってはリリース弁の吹き始めの圧力とし、リリース弁がないものにあってはポンプの吐出圧力とする。（平成元年12月21日 消防危第114号）
 - 6 危規則第24条の6第3項第8号に規定する「著しい引張力が加わったときに当該給油タンク車（当該給油ホースを除く。）に著しい引張力を加えず、かつ、当該給油ホース等の破断により危険物の漏れを防止する措置」としては、給油ホースに著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手を設けること等が該当するが、当該安全継手を設ける場合には、当該措置が有効に機能する位置（例えば結合金具の付近等）に設ける必要があること。（平成18年4月25日 消防危第106号）
 - 7 船舶給油取扱所において船舶用給油タンク車を給油設備として使用するためには、危規則第24条の6において船舶用給油タンク車が満たすべきとされる技術上の基準をすべて満たしている必要がある。（平成18年9月19日 消防危第191号）

8 航空機用給油タンク車を船舶用給油タンク車として使用する場合、航空機用タンク車で必要とされる基準のほか、危規則第24条の6第3項第5号本文及び同項第8号に規定する技術上の基準に適合させる必要がある。(平成18年9月19日 消防危第191号)

9 危規則第24条の6第3項第5号に規定する給油設備と船舶の燃料タンクを結合する金具は、船舶用給油タンク車から船舶の燃料タンクに直接給油する場合においては、波による船舶の揺動に伴う危険物の漏えいの防止を図ることができる結合金具であれば形式は問わない(カムロック式に限らない)。(平成18年9月19日 消防危第191号)

10 危規則第24条の6第3項第1号の規定により、航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた給油タンク車には、エンジン排気筒の先端部に火炎の噴出を防止する装置を設けることとされているが、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成15年国土交通省告示第1317号)による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条に基づく排出ガス規制(以下「平成17年排出ガス規制」という。)に適合している場合には、これと同等以上の性能を有するものと認めても差し支えない。(平成19年3月29日 消防危第68号)

なお、当該給油タンク車が当該規制に適合していることは、次の(1)又は(2)いずれかにより確認する。

- (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に基づく車検証、又は、東京国際空港制限区域安全管理規程第48条に基づく検査証に平成17年排出ガス規制の適合車である型式が示されている。
- (2) 平成17年排出ガス規制に適合した排出ガス浄化装置を設置している旨の表示を車両の見やすい位置に掲示している。

第7 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程(IMDGコード)に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所(危政令第15条第5項、危規則第24条の9の3)

1 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関(IMO)が採択した危険物の運送に関する規程(IMDGコード)に定める基準に適合している旨を示す表示板(IMO表示板)が貼付されている移動貯蔵タンク(以下「タンクコンテナ」という。)を積載する移動タンク貯蔵所をいう。

2 国際輸送用のタンクコンテナを車両に積載する移動タンク貯蔵所については、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」(平成13年4月9日 消防危第50号)、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について」(平成4年11月12日 消防危第93号)によること。

- 3 国際輸送用タンクコンテナについて、海外から運んできた積み荷を降ろした後、移動タンク貯蔵所として国内で使用してもよい。(平成6年7月29日 消防危第66号)
- 4 同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合で申請者が同一の場合は、一の仮貯蔵とすることができる。詳細にあつては、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」(平成4年6月18日 消防危第52号)を参照のこと。なお、当該通知の4において、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できる場合が示されているが、寄港予定の船舶の変更、品質不良等による製品の納入不能等による船舶の入出港の遅れもこれに含まれること。(平成6年7月29日 消防危第66号)
- 5 国際輸送式積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナについて、危規則第24条の5第4項第4号に規定する「消」の文字、許可行政庁、許可番号」の表示は、塗料(ペイント)で表示する方法又はシールを貼付する方法によつても差し支えない。また、表示する部分はタンク本体の外表面又はタンクを収納する箱枠に取り付けられた表示板として差し支えない。(平成7年3月10日 消防危第22号)
- 6 「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等(IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係)に係る運用について」(平成16年3月23日 消防危第35号)によること。
- 7 IMDGコードにおいてタンクの諸元毎に定められている、適応する危険物に係る規定について適合すること。(平成25年2月22日 消防危第25号)
- 8 危政令第15条第5項に基づく設置許可を受けた国際輸送式タンクコンテナを積載する移動タンク貯蔵所(被けん引車形式)の被けん引車を一般取扱所内に固定し取り扱うことについては、当該タンクコンテナが一般取扱所の危険物を取り扱うタンクと同等の性能を有しているものとして、安全対策が講じられている場合に限り、取扱いを認めて差し支えない。(平成17年3月31日 消防危第67号)

第8 その他

自動車の荷台などに固定された危険物の貯蔵タンク(容器)は危政令第28条に規定する運搬容器には該当せず、そのタンクが指定数量未満のものであれば、少量危険物の移動タンク車としての規制を受ける。(昭和40年3月22日 消防予第42号)